

土壌汚染情報公開台帳（基準不適合台帳）

（案件No. 20）

整理番号	102-20	調製年月日・契機	令和7年6月30日			・ 条例第116条第1項、条例第116条の3第1項
所在地	東京都中央区湊二丁目6番12, 13（地番） 東京都中央区湊二丁目7番2号（住居）					
訂正年月日・契機	令和7年7月25日・条例第116条の3第3項					
工場又は指定作業場の名称 （土地の改変に係る事業の名称）	有限会社宏洋社（令和7年3月26日廃止）		面積	0.00 m ² （基準不適合範囲）	116.00 m ² （調査）	
汚染状況調査の方法に関する特記事項						
当該土地において講じられた健康被害の防止又は 周辺地下水汚染拡大の防止のための措置がある場合は、その内容						
当該土地に条例第122条第1項第2号の土壌がある場合は、その旨 （汚染の原因が水面埋立材に由来する場合は、その旨）						
当該土地が規則第54条第3項第1号に該当する場合は、その旨						
当該土地が規則第55条第3項に該当する場合は、その旨						
当該土地が土壌汚染対策法の規定に基づき要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定された区域を含む場合は、その旨						
備考			令和7年7月25日基準不適合範囲変更88.00m ² →0.00m ²			
土壌の汚染状況	報告受理年月日	特定有害物質の種類	適合しない基準項目		汚染状況調査の受託者	
	令和7年5月23日	鉛及びその化合物	含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		青山シビルエンジニアリング株式会社	
			含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準			
			含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準			
			含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準			

[illegible]

有限会社宏洋社に関する資料



対象地位置図

図-1-1

東京都中央区湊二丁目 7 番 2 号（住居表示）
東京都中央区湊二丁目 6 番 12、6 番 13（地番）



出典：国土地理院電子国土 Web

(法、条例共通)

土壌汚染状況調査結果報告シート

1. 調査概要			
調査対象地	住居表示	中央区 湊二丁目7番2号	図-1-1
	地番	中央区 湊二丁目6番12、6番13	
工業専用地域の有無	無	調査対象地の用途地域が工業専用地域である場合(調査対象地の一部も含む)は「有」を選択してください。	
条例施行規則第55条第3項地域の有無	無	第55条第3項地域については、環境局ホームページの「埋立地の特例の対象地域参考図」をご参照ください。	
今回調査対象地面積	116.00	m ²	CAD求積
深度限定の有無	無		
指定調査機関名	青山シビルエンジニアリング株式会社		
指定調査機関の指定番号	青山シビルエンジニアリング株式会社:環2003-3-3021		
準拠法令等	● 土壌汚染対策法(平成14年法律第53号) ● 同法施行令(平成14年政令第336号)、同法施行規則(平成14年環境省令第29号) ● 土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン(最新版 環境省水・大気環境局土壌環境課) ● 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号) ● 東京都土壌汚染対策指針(平成31年4月1日施行)		

2. 地歴調査結果概要(調査対象地の土壌汚染のおそれの把握)				
有害物質取扱事業場の設置履歴		有		
		昭和36年から平成22年まで有限会社宏洋社が立地していた		
特定有害物質の使用状況とその形態		不明		
地表の高さの変更(盛土、埋土等)の経緯		無		
既往調査・対策の経緯		無		
その他の経緯		無		
汚染のおそれとその由来		●	人為由来による汚染のおそれがある (おそれを否定できない) 自然由来による汚染のおそれがある 水面埋立て用材料による汚染のおそれがある	図-2-1
試料採取等対象物質の種類と理由		第一種特定有害物質	洗浄剤に含有	
		第二種特定有害物質	インキ・顔料に含有	
使用の可能性が否定できないものの試料採取等の対象としない特定有害物質とその理由				
土壌汚染のおそれの区分の分類(平面)	土壌汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地	特定有害物質を取り扱っていた工場が立地していた履歴がある範囲		図-2-1
	土壌汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地	無		
	土壌汚染が存在するおそれがないと認められる土地	無		
汚染のおそれが生じた場所の位置(断面)	現地表面の汚染のおそれの有無とその理由	有		図-2-1
		特定有害物質取扱事業所の設置履歴があり、現地表面に汚染のおそれがある		
	現在の地表より深い位置の汚染のおそれの有無とその理由及び深度	無		
		地表の高さに変更はなく、地下ピット等は存在しないことから汚染の範囲は現地表面となる		

3. 調査方法

3-1. 単位区画の設定

起点の位置	X座標、Y座標	X座標: Y座標: 世界測地系の平面直角座標系(9系)に基づく			
	その他	地番の最北端			
起点の高さ	TP	2.300	m	その他	m
起点の高さを計測した場所(面)		地盤面			
北の定義		座標北			
回転角度		19 度	54 分	21.00	秒
その他					

3-2. 土壌調査方法

※調査地点位置図を 図-3-1 に示す。			
現地試料採取期間	ガス採取	2024/11/20	
	土壌採取	2024/11/20	
室内分析期間	令和6年11月21日～令和6年12月2日		
試料採取等対象物質と試料採取を行う区画の選定	全部対象区画	特定有害物質を取り扱っていた工場が立地していた履歴がある範囲は第一種特定有害物質、第二種特定有害物質について全部対象区画とした	図-3-1
	一部対象区画		
第一種特定有害物質の土壌ガス採取方法	全部対象区画	全部対象区画は、土壌汚染のおそれが多いと認められる工場跡地の中央付近で地表面から0.8～1mの深度の地中において土壌ガスを採取した	図-3-1
	一部対象区画		
	一部対象区画において土壌ガスが検出された30m格子		
	トラベルブランク試験の有無	有	
	値の補正の有無	無	
第一種特定有害物質のボーリングによる試料採取方法			
	帯水層底面が確認された深度	m	
第二種、第三種特定有害物質の試料採取方法	全部対象区画	全部対象区画は、工場跡地の中央付近で地表面から50cmの深度の試料採取を行った。	
	一部対象区画		

4. 調査結果概要

※1 調査結果一覧表を 表-4-1 に示す。

※2 調査結果総括図を 図-4-1 に示す。

試料採取日	ガス採取		令和6年11月20日	
	土壌採取		令和6年11月20日	
	地下水	代表地点 対象地境界		

分類	調査対象物質	土壌ガス					土壌ガス(地下水)				
		基準 (ppm) *	調査 対象 区画数	最大 濃度 (ppm)	ガス 検出 区画数	試料 採取等 の省略	基準 (mg/l)	調査 対象 区画数	測定 結果 (mg/l)	基準 超過 区画数	試料 採取等 の省略
(第一種特定有害物質 (揮発性有機化合物))	トリクロロエチレン	0.1	2	不検出	0	無	0.01				
	テトラクロロエチレン	0.1	2	不検出	0	無	0.01				
	ジクロロメタン	0.1	2	不検出	0	無	0.02				
	クロロエチレン	0.1	2	不検出	0	無	0.002				
	四塩化炭素	0.1	2	不検出	0	無	0.002				
	1, 2-ジクロロエタン	0.1	2	不検出	0	無	0.004				
	1, 1-ジクロロエチレン	0.1	2	不検出	0	無	0.1				
	1, 2-ジクロロエチレン	0.1	2	不検出	0	無	0.04				
	1, 1, 1-トリクロロエタン	0.1	2	不検出	0	無	1				
	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.1	2	不検出	0	無	0.006				
	1, 3-ジクロロプロペン	0.1	2	不検出	0	無	0.002				
	ベンゼン	0.05	2	不検出	0	無	0.01				

分類	調査対象物質	基準 (mg/l) *	溶出量調査					代表地点における 地下水調査				対象地境界における 地下水調査				
			調査 対象 区画数	最深 調査 深度 (m)注1	最大 濃度 (mg/l)	最大 汚染 深度 (m)注1	基準 超過 区画数 注3	試料 採取等 の省略	試料 採取 区画数	最大 濃度 (mg/l)	基準 超過 区画数	試料 採取等 の省略	試料 採取 地点数	最大 濃度 (mg/l)	基準 超過 地点数	試料 採取等 の省略
(第一種特定有害物質) (揮発性有機化合物)	トリクロロエチレン	0.01														
	テトラクロロエチレン	0.01														
	ジクロロメタン	0.02														
	クロロエチレン	0.002														
	四塩化炭素	0.002														
	1, 2-ジクロロエタン	0.004														
	1, 1-ジクロロエチレン	0.1														
	1, 2-ジクロロエチレン	0.04														
	1, 1, 1-トリクロロエタン	1														
	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006														
	1, 3-ジクロロプロペン	0.002														
	ベンゼン	0.01														
(第二種特定有害物質) (重金属等)	カドミウム及びその化合物	0.003	2		0.0003未満	0	無									
	シアン化合物	0.1	2		不検出	0	無									
	鉛及びその化合物	0.01	2		0.007	0	無									
	六価クロム化合物	0.05	2		0.005未満	0	無									
	砒素及びその化合物	0.01	2		0.004	0	無									
	水銀及びその化合物	0.0005	2		0.0001未満	0	無									
	セレン及びその化合物	0.01	2		0.003	0	無									
	ほう素及びその化合物	1	2		0.4	0	無									
	ふっ素及びその化合物	0.8	2		0.36	0	無									
	有機燐化合物	0.1														
(第三種特定有害物質) (農薬等)	ポリ塩化ビフェニル	0.0005														
	チウラム	0.006														
	シマジン	0.003														
	チオベンカルブ	0.02														

*基準欄の斜字:の基準は、「不検出」を示す。

分類	調査対象物質	含有量調査						
		基準 (mg/kg)	調査 対象 区画数	最深 調査 深度(m)	最大 濃度 (mg/kg)	最大 汚染 深度 (m)	基準 超過 区画数	試料 採取等 の省略
(特定 有害物質 第二種 重金属等)	カドミウム及びその化合物	45	2		4.5未満		0	無
	シアン化合物	50	2		5未満		0	無
	鉛及びその化合物	150	2		270		1	無
	六価クロム化合物	250	2		25未満		0	無
	砒素及びその化合物	150	2		15未満		0	無
	水銀及びその化合物	15	2		1.5未満		0	無
	セレン及びその化合物	150	2		15未満		0	無
	ほう素及びその化合物	4000	2		400未満		0	無
	ふっ素及びその化合物	4000	2	400未満	0	無		
基準不適合範囲の地番		中央区湊二丁目6番12、6番13の一部						
基準不適合範囲の面積 ^{注)2} (m ²)		88.00						
汚染原因		特定または推定ができなかった。						
備考	調査対象区画数	2 区画						
	濃度範囲の数値の着色は基準不適合又は第二溶出量基準不適合であることを示す。							

●区画数は、調査対象地内の単位区画(10mメッシュ)の合計数を記載ください。

①30mメッシュの調査(一部調査対象区画の調査)を行った範囲については調査対象区画数、自然由来特例調査を行った範囲についてはその間の対象区画数として計算してください。

②第一種特定有害物質の溶出量調査で代表地点でボーリングを行った場合は、ガス検出範囲を含めた区画数で計算してください。

③統合された区画は1区画と数えてください。

④土壤汚染の存在するおそれがないと認められる範囲の区画数は含めないでください。

⑤全体の調査範囲に対し、分割して報告書を作成している場合、原則、当報告書で報告する範囲の区画数でまとめてください。

注)1 第二種特定有害物質及び第三種特定有害物質の詳細調査の結果を報告する場合は、詳細調査(深度方向調査)結果報告シートを作成してください。

なお、詳細調査結果は、法に基づく調査の場合は第7条第1項又は第12条第1項、条例に基づく調査の場合は第117条第3項の届出で報告してもかまいません。

注)2 土壤ガス等を検出しボーリング調査を実施した場合には、ボーリング調査結果も踏まえて基準不適合範囲の面積を記入してください。

詳細調査(深度方向調査)結果報告シート

1. 調査概要			
調査対象地	住居表示	中央区湊二丁目7番2号	図-1-1
	地番	中央区湊二丁目6番12、6番13の一部	
	今回報告範囲 ※全体の調査対象地に対し、分割して報告する場合		
現地試料採取期間			令和7年4月21日
室内分析期間	令和7年4月21日～令和7年5月2日		
指定調査機関名	青山シビルエンジニアリング株式会社		
指定調査機関の指定番号	青山シビルエンジニアリング株式会社:環2003-3-3021		
準拠法令等	● ● ● ● ●	土壌汚染対策法(平成14年法律第53号) 同法施行令(平成14年政令第336号)、同法施行規則(平成14年環境省令第29号) 土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン(最新版 環境省水・大気環境局土壌環境課) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号) 東京都土壌汚染対策指針(平成31年4月1日施行)	

2. 調査方法

※ボーリング調査地点位置図を 図-2-2 に示す。
 ※ボーリング調査地点の断面図を に示す。

第一種特定有害物質の土壌
 試料採取深度※¹

二種特定有害物質、第三
 種特定有害物質の土壌試料
 採取深度※¹

土壌調査で基準不適合となった以下の物質について、汚染範囲確定のためのボーリング調査を実施した。			
鉛及びその化合物	1	GL-5.0mまでボーリング調査を実施し、GL-06m、-1.0m、-1.5m、-2.0m、-2.5m、-3.0m、-4.0m、-5.0mの土壌試料を採取した。なお、明確な砂質土層からなる帯水層の底面は確認されなかった。	図-2-2

地下水試料等対象物質、採
 取位置、採取深度、採取方
 法 ※²

帯水層底面が確認され た深度	m		

※¹ 帯水層底面の試料採取がある場合は記載してください。

※² 詳細調査で追加で地下水調査を実施した場合には、採取方法等を記入してください。

3. 調査結果概要

※1 調査結果一覧表を 表-4-2

に示す。

※2 調査結果総括図を 図-4-2

に示す。

試料採取等対象物質名		調査区画数	基準不適合 の区画数	最深調査 深度(m)	最深汚染 深度(m)	最大濃度
土 壌 溶 出 量 (m g / L)						
土 壌 含 有 量 (m g / k g)	鉛及びその化合物	1	0	5.00	0.00	45
地 下 水 (m g / L)※						

<備考>

・濃度範囲の数値の着色は基準不適合又は第二溶出量基準不適合であることを示す

●最深汚染深度は、基準超過が確認された最深深度を記載ください。(対策深度ではありません。)

●最大濃度は、詳細調査における最大濃度を記載ください。ただし、詳細調査で汚染が見つからなかった場合には、汚染状況調査の最大濃度を記入してください。

※詳細調査時に追加で地下水調査を実施した場合には、汚染状態を記入してください。

表層調査（概況調査）に関する資料

1. 特定有害物質の使用および排出状況と土壤汚染のおそれの区分

対象地では有限会社宏洋社が昭和 36 年から平成 22 年まで印刷工場として利用していたが、廃止時に、都民の健康と安全を確保する環境条例第 93 条第 1 項において準用する同条例第 87 条に基づく指定作業場の廃止手続きがなされていなかった。

この経緯から、令和 7 年 3 月 26 日、当時の事業者が工場廃止届出書を中央区環境土木部環境課に提出し、現時点で廃止手続きは完了している。

なお、特定有害物質の使用履歴や使用状況を把握することができず、排出状況も不明である。また、操業当時の平面図・配置図は存在しない。

よって、おそれの区分としては敷地全体を「土壤汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地」に分類した。

2. 調査区画の設定（図-3-1 おそれの区分図参照）

対象地の北端を起点とし、10m 区画の設定を行った。調査単位区画の分類は「全部対象区画」として A-1、A-2 の 2 区画とした。

調査区画の面積を表-1 に示す。

表-1 調査区画の面積（CAD 求積）

区画番号	区画の分類	面積
A-1	全部対象区画	88 m ²
A-2	全部対象区画	28 m ²
総面積 116 m ²		

3. 調査項目

印刷工場で使用する可能性のある特定有害物質としては、トリクロロエチレン等の有機溶剤が含まれる印刷機の洗浄剤や、重金属類（鉛、六価クロム、カドミウム等）が含まれるインキや顔料が考えられる。

よって調査項目は、第三種特定有害物質を除く、第一種特定有害物質と第二種特定有害物質全項目とした。

4. 試料採取地点（図-2-1 重ね合わせ図・図-3-1 おそれの区分図参照）

操業当時の平面図・配置図が存在しないため、試料採取地点は工場跡地の中心付近に設定し、最終的な調査地点を事業主立会のもと現場で決定した。その際、地下の埋設物の有無について十分注意し、安全確保に努めた。

5. 土壌ガス調査方法

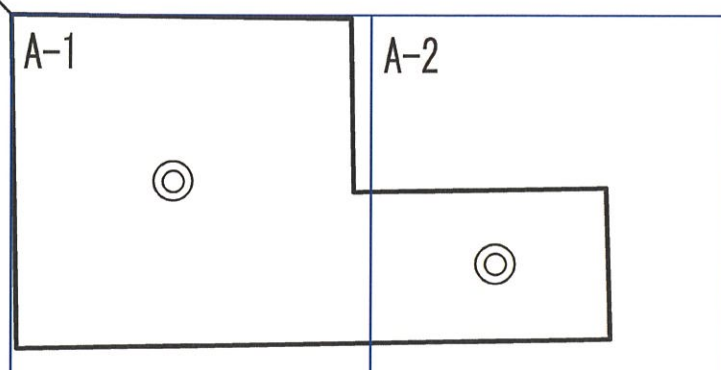
試料採取は2区画(10m 格子)2地点で行い、地表から概ね1m下の土壌中に含まれる揮発性有機化合物の揮発成分を地表面にて捕集し、平成15年環境省告示第16号「土壌ガス調査に係る採取及び測定の方法」に基づく土壌ガス調査を実施した。

6. 土壌調査方法

試料採取は1区画(10m 格子)1地点で行い、表層～深さ50cm(深度GL±0.00～-GL-0.50m)までの土壌を採取し、平成15年環境省告示第18号「土壌溶出量調査に係る測定方法」並びに平成15年環境省告示第19号「土壌含有量調査に係る測定方法」に基づき実施した。



起点

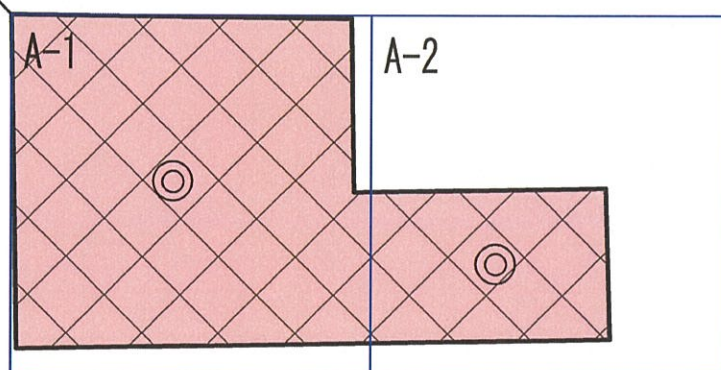


【凡例】

-  区画の統合
-  土壌・土壌ガス採取位置
-  調査敷地範囲(工場跡地範囲)
-  10m単位区画



起点



土壤汚染のおそれの区分の分類に基づく単位区画の分類

 全部対象区画

土壤汚染のおそれの区分の分類

 土壤汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる範囲

【凡例】

 区画の統合

 土壌・土壌ガス採取位置

 調査敷地範囲(工場跡地範囲)

 10m単位区画

表-4-1

7. 表層調査（概況調査）結果一覧表図

調査結果一覧表を表-4-1（表-4-1-1 から表-4-1-3）に、調査結果図を図-4-1 に示す。

表-4-1-1 第一種特定有害物質（土壌ガス）の分析結果

単位：volppm

試料採取日（令和 6 年 11 月 20 日）			
特定有害物質の種類	試料採取区画		定量下限値
	A-1	A-2	
クロロエチレン	不検出	不検出	0.1
四塩化炭素	不検出	不検出	0.1
1, 2-ジクロロエタン	不検出	不検出	0.1
1, 1-ジクロロエチレン	不検出	不検出	0.1
1, 2-ジクロロエチレン	不検出	不検出	0.1
1, 3-ジクロロプロペン	不検出	不検出	0.1
ジクロロメタン	不検出	不検出	0.1
トリクロロエチレン	不検出	不検出	0.1
1, 1, 1-トリクロロエタン	不検出	不検出	0.1
1, 1, 2-トリクロロエタン	不検出	不検出	0.1
テトラクロロエチレン	不検出	不検出	0.1
ベンゼン	不検出	不検出	0.05

‘不検出’とは、定量下限値未滿を示す。

表-4-1-2 第二種特定有害物質の分析結果（溶出量）

単位：mg/ℓ

試料採取日（令和6年11月20日）				
特定有害物質の種類	試料採取区画		土壌溶出量 基準値	第二溶出量 基準値
	A-1	A-2		
カドミウム及びその化合物	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003	0.09
六価クロム化合物	0.005 未満	0.005 未満	0.05	1.5
シアン化合物	不検出	不検出	検出されないこと	1
水銀及びその化合物	0.0001 未満	0.0001 未満	0.0005	0.005
アルキル水銀化合物	不検出	不検出	検出されないこと	検出されないこと
セレン及びその化合物	0.002	0.003	0.01	0.3
鉛及びその化合物	0.007	0.005 未満	0.01	0.3
砒素及びその化合物	0.004	0.004	0.01	0.3
ふっ素及びその化合物	0.36	0.13	0.8	24
ほう素及びその化合物	0.1	0.4	1	30

‘不検出’および‘検出されないこと’とは、定量下限値を下回ることをいう。

表-4-1-3 第二種特定有害物質の分析結果（含有量）

単位：mg/kg

試料採取日（令和6年11月20日）			
特定有害物質の種類	試料採取区画		土壌含有量基準値
	A-1	A-2	
カドミウム及びその化合物	4.5 未満	4.5 未満	45
六価クロム化合物	25 未満	25 未満	250
シアン化合物	5 未満	5 未満	50
水銀及びその化合物	1.5 未満	1.5 未満	15
セレン及びその化合物	15 未満	15 未満	150
鉛及びその化合物	270	140	150
砒素及びその化合物	15 未満	15 未満	150
ふっ素及びその化合物	400 未満	400 未満	4,000
ほう素及びその化合物	400 未満	400 未満	4,000

・ 赤字網掛部分は基準値超過を示す

表-4-1-2 第二種特定有害物質の分析結果（溶出量）

単位：mg/l

特定有害物質の種類	試料採取区画		土壌溶出量 基準値	第二溶出量 基準値
	A-1	A-2		
カドミウム及びその化合物	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003	0.009
六価クロム化合物	0.005 未満	0.005 未満	0.05	1.5
シアン化合物	不検出	不検出	検出されないこと	1
水銀及びその化合物	0.0001 未満	0.0001 未満	0.0005	0.005
アルキル水銀化合物	不検出	不検出	検出されないこと	検出されないこと
セレン及びその化合物	0.002	0.003	0.01	0.3
鉛及びその化合物	0.007	0.005 未満	0.01	0.3
砒素及びその化合物	0.004	0.004	0.01	0.3
ふっ素及びその化合物	0.36	0.13	0.8	24
ほう素及びその化合物	0.1	0.4	1	30

「不検出」および「検出されないこと」とは、定量下限値を下回ることをいう。

表-4-1-3 第二種特定有害物質の分析結果（含有量）

単位：mg/kg

特定有害物質の種類	試料採取区画		土壌含有量基準値
	A-1	A-2	
カドミウム及びその化合物	4.5 未満	4.5 未満	45
六価クロム化合物	25 未満	25 未満	250
シアン化合物	5 未満	5 未満	50
水銀及びその化合物	1.5 未満	1.5 未満	15
セレン及びその化合物	15 未満	15 未満	150
鉛及びその化合物	270	140	150
砒素及びその化合物	15 未満	15 未満	150
ふっ素及びその化合物	400 未満	400 未満	4,000
ほう素及びその化合物	400 未満	400 未満	4,000

・赤字網掛け部分は基準値超過を示す

起点

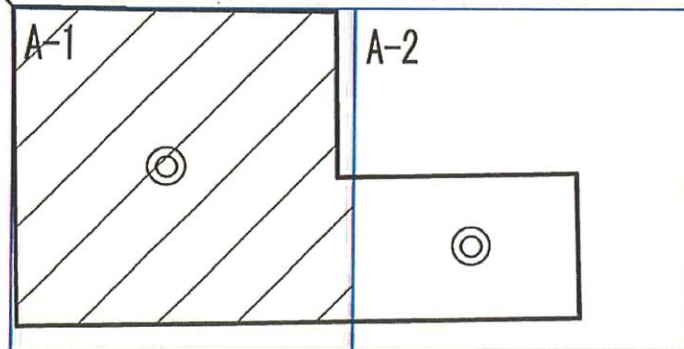


表-4-1-1 第一種特定有害物質（土壌ガス）の分析結果

単位：vol/ppm

特定有害物質の種類	試料採取区画		定量下限値
	A-1	A-2	
クロロエチレン	不検出	不検出	0.1
四塩化炭素	不検出	不検出	0.1
1, 2-ジクロロエタン	不検出	不検出	0.1
1, 1-ジクロロエチレン	不検出	不検出	0.1
1, 2-ジクロロエチレン	不検出	不検出	0.1
1, 3-ジクロロプロペン	不検出	不検出	0.1
ジクロロメタン	不検出	不検出	0.1
トリクロロエチレン	不検出	不検出	0.1
1, 1, 1-トリクロロエタン	不検出	不検出	0.1
1, 1, 2-トリクロロエタン	不検出	不検出	0.1
テトラクロロエチレン	不検出	不検出	0.1
ベンゼン	不検出	不検出	0.05

「不検出」とは、定量下限値未満を示す。

【凡例】

- 区画の統合
- ⊙ 土壌・土壌ガス採取位置
- 調査敷地範囲（工場跡地範囲）
- 10m単位区画
- ▨ 基準超過区画

詳細調査（深度方向調査）に関する資料

1. 調査項目

表層調査で環境基準を超過した A-1 区画の「鉛及びその化合物（含有量）」を対象とした。

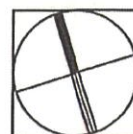
2. 深度方向試料採取地点・採取方法

試料採取地点は表層調査と同一地点で行い、ボーリングマシンを使用し無水掘り、オールコアにて深度方向の土壌試料を採取した。

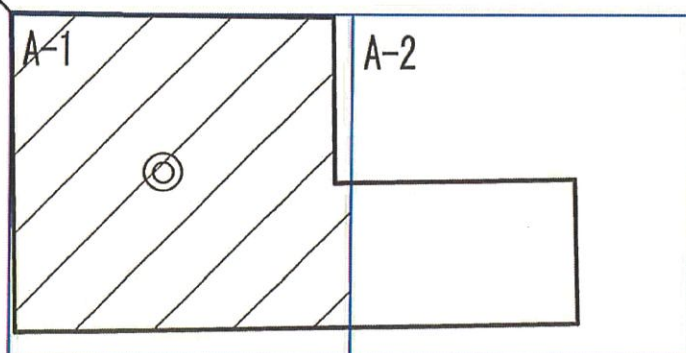
試料採取深度は GL-0.6m、GL-1.0m、GL-1.5m、GL-2.0m、GL-2.5m、GL-3.0m、GL-4.0m、GL-5.0m までとした。

3. 土壌調査方法

土壌試料は平成 15 年環境省告示第 19 号「土壌含有量調査に係る測定方法」に基づき実施した。



起点



【凡例】

- 区画の統合
- 土壌採取位置
- 調査敷地範囲(工場跡地範囲)
- 10m単位区画
- 基準超過区画

表-4-2

4. 詳細調査（深度方向調査）結果一覧表図

調査結果一覧表を表-4-2 に、汚染状態総括図を図-4-2 に示す。

表-4-2 詳細調査（深度方向調査）結果一覧表

試料採取日		令和 7 年 4 月 21 日
試料採取区画		A-1
調査対象物質		第二種特定有害物質
		鉛及びその化合物
		含有量 (mg/kg)
調査深度	GL-0.6m	15 未満
	GL-1.0m	45
	GL-1.5m	44
	GL-2.0m	15 未満
	GL-2.5m	15 未満
	GL-3.0m	15 未満
	GL-4.0m	15 未満
	GL-5.0m	15 未満
土壌含有量基準値		150

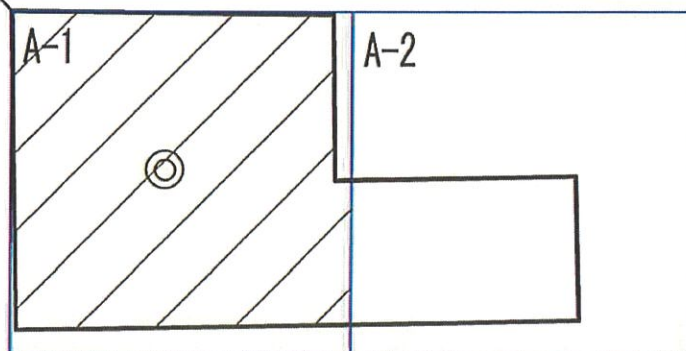
・赤字網掛部分は基準値超過を示す



試料採取区画		A-1
調査対象物質		第二種特定有害物質
		鉛及びその化合物
		含有量 (mg/kg)
調査深度	表層 (GL0~-0.5m)	270
	GL-0.6m	15 未満
	GL-1.0m	45
	GL-1.5m	44
	GL-2.0m	15 未満
	GL-2.5m	15 未満
	GL-3.0m	15 未満
	GL-4.0m	15 未満
	GL-5.0m	15 未満
土壌含有量基準値		150

・赤字網掛部分は基準値超過を示す

起点



【凡例】

- 区画の統合
- ◎ 土壌採取位置
- 調査敷地範囲(工場跡地範囲)
- 10m単位区画
- ▨ 基準超過区画

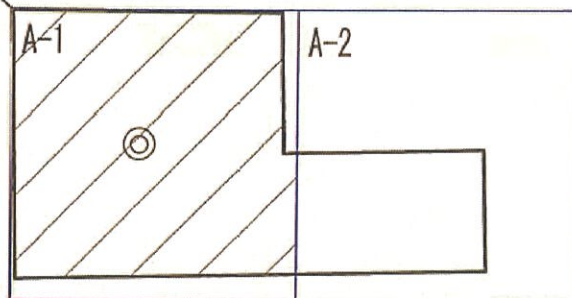
汚染状況を明らかにした図面



試料採取区画		A-1
調査対象物質		第二種特定有害物質
		鉛及びその化合物
		含有量 (mg/kg)
調査深度	表層 (GL0~-0.5m)	270
	GL-0.6m	15 未満
	GL-1.0m	45
	GL-1.5m	44
	GL-2.0m	15 未満
	GL-2.5m	15 未満
	GL-3.0m	15 未満
	GL-4.0m	15 未満
	GL-5.0m	15 未満
土壌含有量基準値		150

・赤字網掛部分は基準値超過を示す

起点



【凡例】

- 区画の統合
- ◎ 土壌採取位置
- 調査敷地範囲(工場跡地範囲)
- 10m単位区画
- ▨ 基準超過区画

措置方法に関する事項

施工会社

青山シビルエンジニアリング株式会社

港区赤坂8丁目4番3号

汚染土壌の運搬

株式会社ハーモセレ

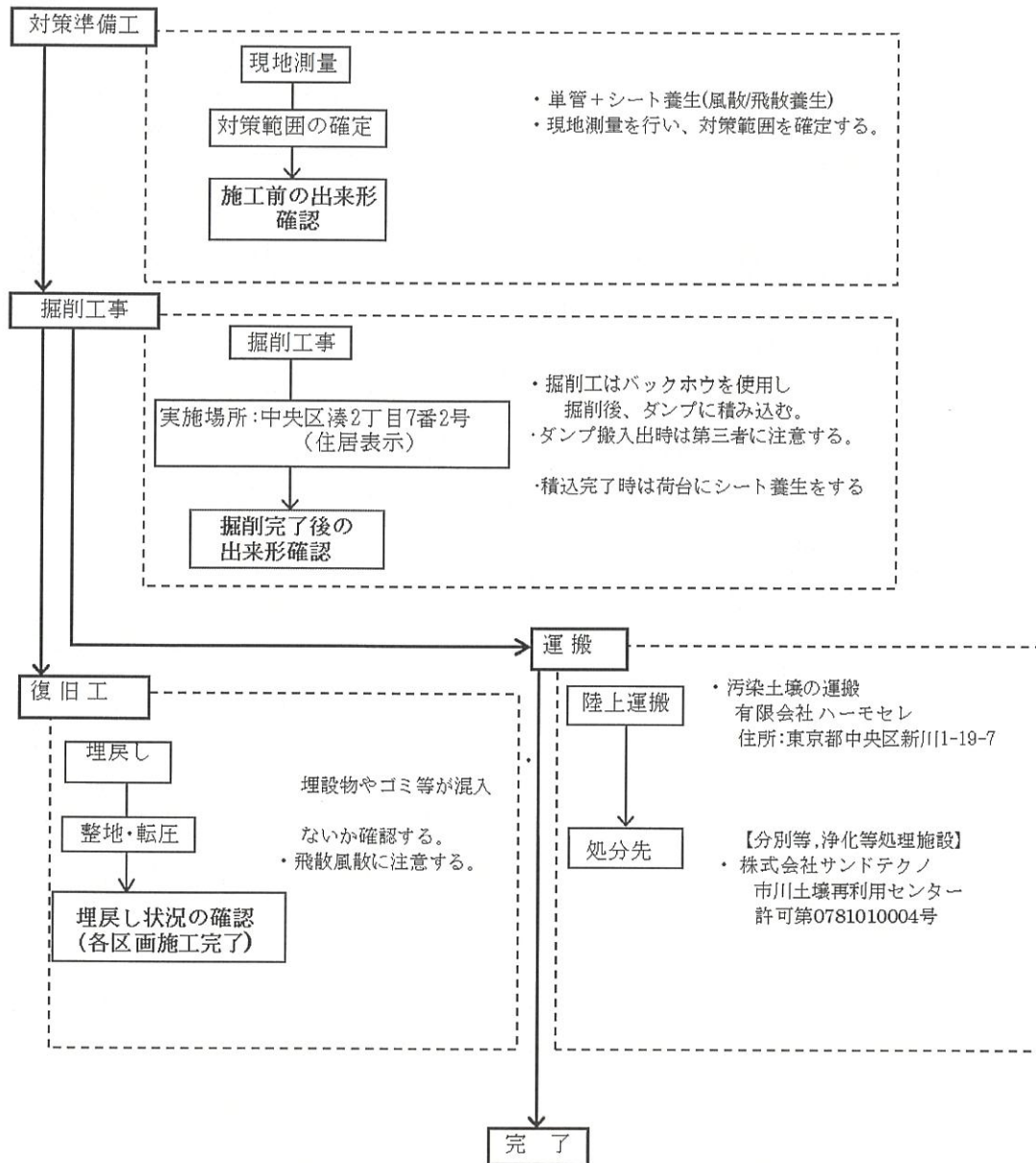
東京都中央区新川1丁目19番7号

汚染土壌の処理

株式会社サンドテクノ 市川土壌再利用センター

千葉県市川市千鳥町1 4 番地

(第 07810010004 号：分別等処理)



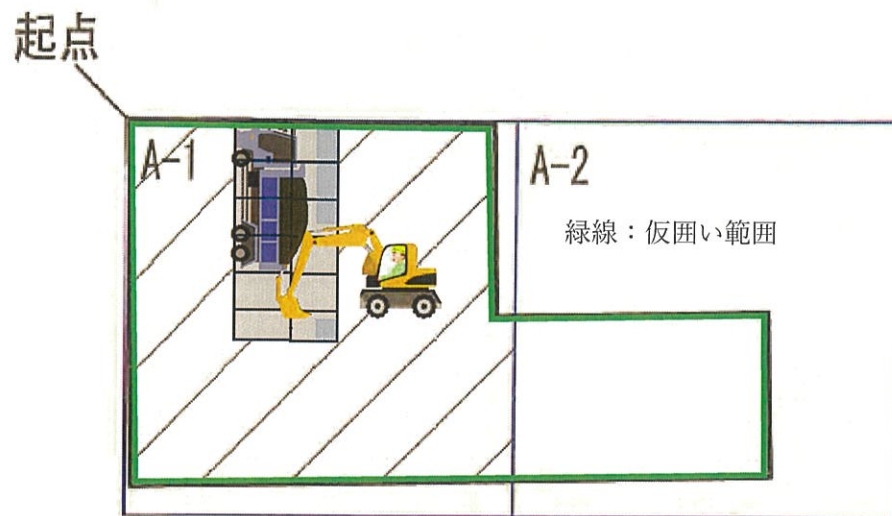
汚染土壌集計表

表 汚染土壌集計表

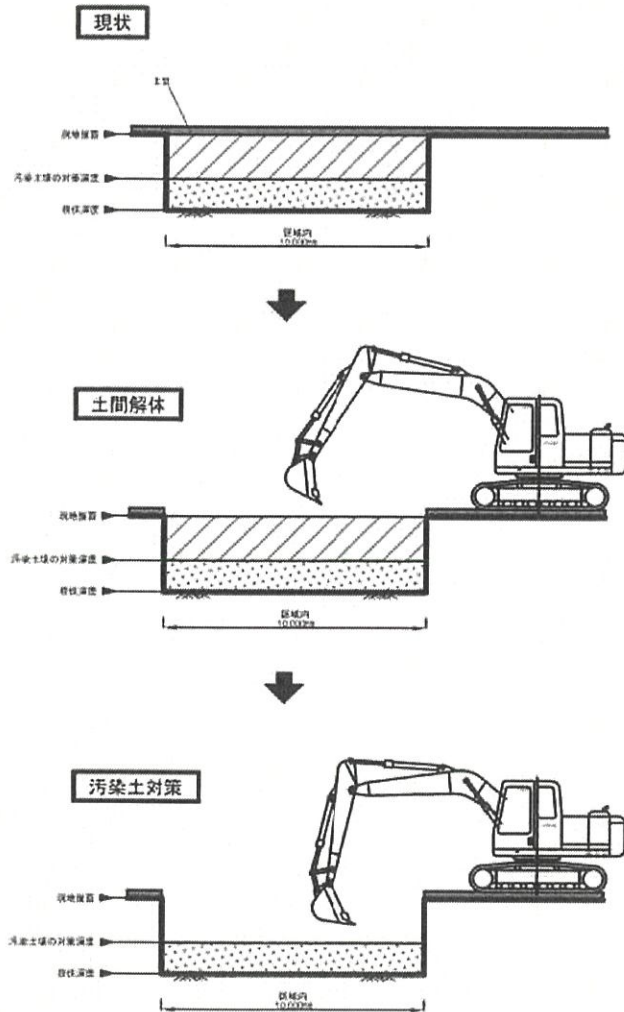
連番	単位区画	汚染状態		基準不適合深度 (m)	計画				
		物質名	汚染状態		掘削面積 (m ²)	掘削深度 (m)	地下構造物の体積 (m ³)	掘削土量 (m ³)	搬出土量 (m ³)
1	A-1	鉛	含有量基準超過	0.00	88.00	0.60	0.00	52.80	52.80
2								0.00	
3								0.00	

合計	52.80	52.80
----	-------	-------

施工方法を明らかとした平面図・断面図



土地の形質の変更の施行方法を明らかにした平面図、立体図及び断面図 (1)



		標高 (T.P : m)	G.L (m)
掘削深度 (m)	0.6	1.91	-0.6
地下水位 (m)	-1.85	0.66	-1.85
	対象地標高 (T.P)	2.51m	

管理票一覧

搬出重量：91.4 t

単出体積：52.8 m³

比重（単位体積重量）：1.73

表 管理表一覧

台数	搬出日	交付番号	整理番号	車両ナンバー	汚染土量(t)	当日合計(t)	全日累計(t)
1	2025/6/17	1	02-00098986	足立 130 リ 666	9.67		
2		2	02-00098987	足立 100 ら 2000	9.81		
3		3	02-00098988	足立 102 の 1000	9.76		
4		4	02-00098989	足立 130 リ 666	9.82		
5		5	02-00098990	足立 100 ら 2000	10.29		
6		6	02-00098991	足立 102 の 1000	9.29		
7		7	02-00098992	足立 130 リ 666	11.13		
8		8	02-00098993	足立 100 ら 2000	10.68		
9		9	02-00098994	足立 102 の 1000	10.95	91.40	91.40

出来形に関する事項

次に各区画の出来形管理簿を示す。

A-1 区画について計画を満足した。

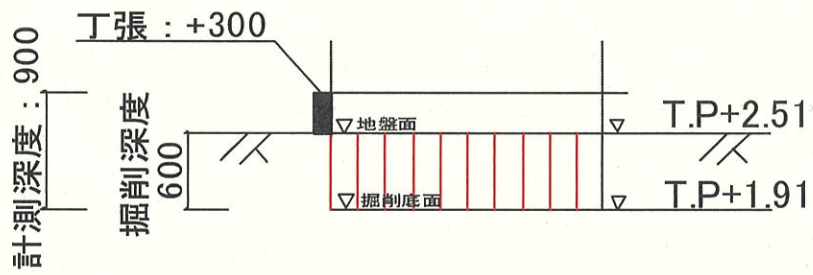
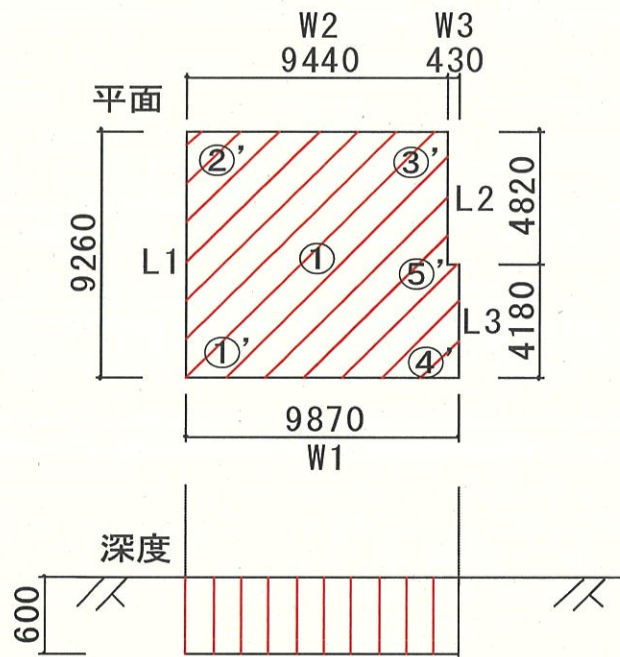
表 出来形管理簿(A-1 区画)

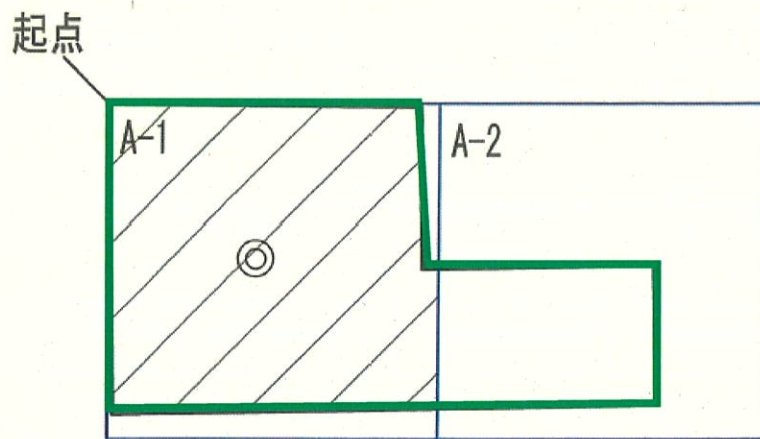
掘削出来形管理表						
測線	掘削幅(m)				計画掘削	実測掘削
	設計値	実測値	差	規格値	面積 (㎡)	面積 (㎡)
L1	9.260	9.260	0.000	設計値以上	88.000	88.000
L2	4.820	4.820	0.000	設計値以上		
L3	4.180	4.180	0.000	設計値以上		
W1	9.770	9.770	0.000	設計値以上		
W2	9.440	9.440	0.000	設計値以上		
W3	0.430	0.430	0.000	設計値以上		

掘削出来形管理表											
対策基準 面 ①TP(m)	対策深度 ②(m)	対策底面 TP(m) ③=①-②	丁張高 ④TP(m)	計画深度 (m) ⑤=④-③	測点	掘削高(m)				平均掘削深度 (m)	掘削深度 TP(m) ⑨=④-⑧
						⑥設計値	⑦実測値	⑧実測値 平均	規格値		
2.510	0.600	1.910	0.300	0.900	測点①	0.900	0.920	0.920	設計値以上	0.62	1.89
					測点①'	0.900	0.910		設計値以上		
					測点②'	0.900	0.930		設計値以上		
					測点③'	0.900	0.910		設計値以上		
					測点④'	0.900	0.950		設計値以上		
					測点⑤'	0.900	0.900		設計値以上		

※平均掘削深度 (T.P) は対策基準面 (①) -平均掘削深度より求めた。

対策基準面 (T.P+2.510) -0.62m = T.P+1.89





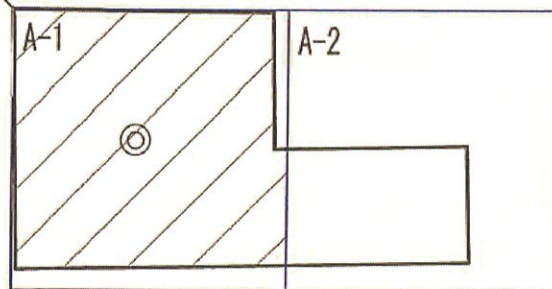
土地の形質の変更後は敷地東西南北はフェンスにて仕切れ、関係者以外の立ち入りができない環境である。



試料採取区画		A-1
調査対象物質		第二種特定有害物質
		鉛及びその化合物
		含有量 (ug/kg)
調査深度	表層 (GL0~-0.5m)	良質土による埋戻
	GL-0.6m	
	GL-1.0m	45
	GL-1.5m	44
	GL-2.0m	15 未満
	GL-2.5m	15 未満
	GL-3.0m	15 未満
	GL-4.0m	15 未満
	GL-5.0m	15 未満
土壌含有量基準値		150

・赤字網掛部分は基準値超過を示す

起点



【凡例】

-  区画の統合
-  土壌採取位置
-  調査敷地範囲(工場跡地範囲)
-  10m単位区画
-  基準超過区画

措置の終了後における当該土地の利用の方法を明らかにした図面